

○上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する町民のヘルメット着用の促進を図り、交通安全対策を推進するため、ヘルメット購入に要する費用の一部を補助することに関し、上島町補助金交付規則(平成16年上島町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 本町に住所を有する者をいう。

(2) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用する自転車ヘルメットをいう。

(補助対象者)

第3条 上島町自転車ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、この要綱の施行日以降にヘルメットを町内の販売業者から購入した町民とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要であると認められる者を補助対象者とすることができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、購入価格に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とし、2,000円を限度額とする。ただし、補助金の交付は、補助金の交付を受けることができる補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ヘルメットを購入した日から2ヶ月以内に上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。)に、販売業者の発行した領収書の原本(申請者の氏名、日付、金額及び購入品が自転車ヘルメットである旨が記され、並びに購入店の印を記したものに限る。)

(交付決定等)

第6条 町長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、当該申請の内容を審査の上、適当と認めたときは上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し速やかに補助金の交付を行うものとし、不適当と認めたときは、上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

上島町長 様

住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

(補助対象者が未成年者の場合は、保護者の氏名)

上島町自転車ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求をします。

記

1 補助事業の名称 上島町自転車ヘルメット購入費補助事業

2 交付申請(請求)額 円

3 補助対象者 住 所
ふりがな
氏 名
年 齢 年 月 日生(満 歳)

4 添付書類 販売業者の発行した領収書の原本

※領収書は、申請者の氏名、日付、金額及び購入品が自転車ヘルメットである旨が記され、並びに購入店の印がわかるものに限りします。レシートは、不可とします。

5 振込先

振込金融機関名	
口座番号	普通・当座
フリガナ 口座名義	

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

様

上島町長



年 月 日付けで交付申請のあった上島町自転車ヘルメット購入費補助金については、上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付時期

様式第3号(第6条関係)

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付却下通知書

様

上島町長



年 月 日付けで交付申請のあった上島町自転車ヘルメット購入費補助金
については、下記の理由により却下しましたので、上島町自転車ヘルメット購入費補助金
交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助金の交付却下の理由